

一般社団法人小郡三井医師会定款改正対照表

改正案	現行定款
第2章 目的及び事業 (事業) 第4条 本会は、医療の公共性に鑑み前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。 (1) 医道の昂揚に関する事項 (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項 (3) 医療の普及、充実にに関する事項 (4) 医学の振興に関する事項 (5) 医育の整備に関する事項 (6) 医師の補習教育に関する事項 (7) 医事衛生の調査研究に関する事項 (8) 医業経営の改善に関する事項 (9) 医療資材の改良に関する事項 (10) 会員の相互扶助に関する事項 (11) その他本会の目的を達成するために必要な事項	第2章 目的及び事業 (事業) 第4条 本会は、医療の公共性に鑑み前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。 (1) 医道の昂揚に関する事項 (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項 (3) 医療の普及、充実にに関する事項 (4) 医学の振興に関する事項 (5) 医育の整備に関する事項 (6) 医師の補習教育に関する事項 (7) 医事衛生の調査研究に関する事項 (8) 医業経営の改善に関する事項 (9) 医療資材の改良に関する事項 (10) 休日急患センター（救急診療）設置、運営に関する事項 (11) 会員の相互扶助に関する事項 (12) その他本会の目的を達成するために必要な事項 2 前条に基づき本会が設置する事務所は次の通りである。 (1) 小郡三井医師会休日診療センター 住所 小郡市上岩田 1246 番地